

基本政策4 自然と生活環境が調和し人が快適に「くらす」まちづくり

政策の分野 10 環境・循環型社会

個別政策 19 自然環境の保護・多面的利用の推進

現況と課題

本市は、南北に流れる雄大な北上川や迫川、多くの水鳥が生息するラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼や長沼などの豊かな水辺空間を有し、中央部には、その恵みによる肥沃な田園地帯が広がり、東部には、北上山地の南端に位置し、三陸復興国立公園に指定されている緑豊かな森林がある美しい自然環境に恵まれています。

しかし、近年、地球温暖化^{*1}などの地球規模の問題が深刻化する中で、本市の自然環境は、河川や湖沼の水質の悪化、森林の荒廃、外来種増加による希少な在来種^{*2}の減少などが進んでおり、問題を行政だけで解決することは困難となっています。

本市のかけがえのない豊かな自然環境を守り、自然と共生する社会を実現するため、市民一人一人が意識を持って環境の保全を実践し、自然が有する様々な機能を活かして日々の市民生活や活動に有効利用していくとともに、地域における環境美化活動、里山保全、外来種駆除に取り組み、次世代へ継承して行くことが重要となります。

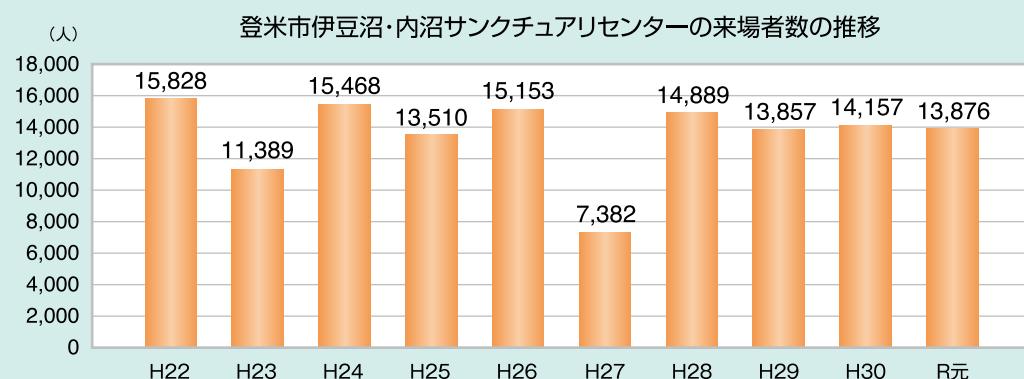
また、市内の豊かな自然に親しみ、学べる場として、環境教育の実践事業や森林体験事業を充実するとともに、サンクチュアリセンターを環境教育の拠点として利用者の増加やエコ・ツーリズム^{*3}等の普及を図っていく必要があります。

今後の方向性

美しい河川や湖沼、森林などの自然環境を保護し、次世代へ継承するため、河川・湖沼周辺の清掃活動や水の富栄養化の原因となるハスの適正管理、下水道及び合併処理浄化槽への接続の促進など、水環境の保全や再生活動を関係機関との連携により推進します。

また、適正な間伐や植林などによる森林整備、外来種駆除による希少な在来種の保護など、市民の生物多様性に対する意識の向上に向けた活動に取り組みます。

さらに、市民や本市を訪れる人々が北上川や迫川、伊豆沼・内沼や長沼などの豊かな水辺や北上山地の緑豊かな森林にふれあい、親しみ、学べる場や機会の創出のため、環境教育の実践事業を推進するとともに、森林セラピー基地^{*4}に認定されている登米森林公园を活用した森林体験を促進します。



資料:登米市市民生活部 環境課調べ(各年度)

施策39 自然環境の保全



- ①豊かな自然を守るため、河川や湖沼、森林の自然環境の保護活動を推進します。
- ②沼や川の水質改善のため、環境美化活動や水の富栄養化の原因となるハスの適正管理、下水道及び合併処理浄化槽への接続の推進など、水環境の保全や再生を関係機関との連携により推進します。
- ③希少動植物などの保護のため、生息環境の保全や適正な管理に取り組みます。
- ④将来にわたって森林の有する公益的機能を保全するため、間伐の実施等森林の適正な整備を推進します。

施策40 自然環境の活用



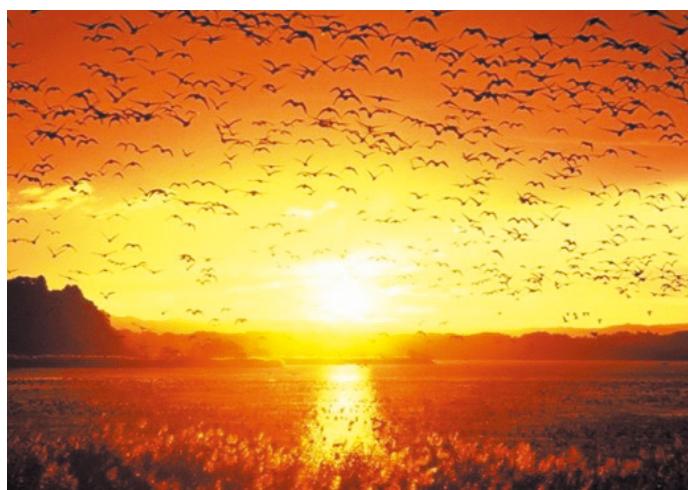
- ①自然に親しめる空間を創るため、サンクチュアリセンター及びその周辺の自然を活用します。
- ②自然を学べる場や機会の創出のため、環境教育の実践事業などを開催します。
- ③森林の多面的利用を推進するため、森林セラピー基地・登米森林公园を活用した森林浴や森林体験を通じて、森林の持つ癒し効果を活用し、森林を市民の健康づくりに活用します。

【関連条例・計画】

- 登米市環境基本計画
- 登米市森林整備計画
- とめ生きもの多様性プラン

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標 R7年度
市内湖沼の平均COD濃度	市内4沼(伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼) COD(化学的酸素要求量)の平均値	mg/L	9.4	6.0
サンクチュアリセンターの入場者数	年間入場者数	人	13,876	20,000



朝のマガノの飛び立ち(伊豆沼)

※1【地球温暖化】：二酸化炭素などの温室効果をもたらす、ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、気候が急速に温暖化すること。

※2【在来種】：ある地域に現在生息する動植物で、昔から生息しているもの。

※3【エコ・ツーリズム】：環境観光、自然環境やその地域に住む人々の住環境などを乱さないで、自然保護を意識した観光のこと。

※4【森林セラピー基地】：森林医学の面からリラックス効果が立証されており、さらに関連施設等の条件が一定の水準で整備されている地域のこと。

個別政策 20 循環型社会・再生可能エネルギーの推進

現況と課題

本市における公害は、悪臭やごみの不法投棄が多く見られ、環境パトロールの実施や関係機関との連携を図り、指導強化と未然防止に努めています。

東日本大震災及び福島第一原発事故を契機に、太陽光発電や木質バイオマス^{*1}など、再生可能エネルギーの果たす役割が大きくなっていますが、地球温暖化対策を推進するため、更なる省エネルギー化や、環境にやさしいエネルギーの導入を検討していく必要があります。

また、ごみの総排出量は横ばいで推移しているものの、世帯数の増加や生活様式、経済活動の変化などの影響により、市民一人当たりのごみ排出量は微増傾向であることから、循環型社会^{*2}形成に対する市民の意識を高め、ごみの減量化と資源のリサイクル化を進める必要があります。

第2最終処分場及びクリーンセンターの安全な運用を図るとともに、施設の計画的な保守点検と修繕を実施し、施設の長寿命化に努める必要があります。

今後の方向性

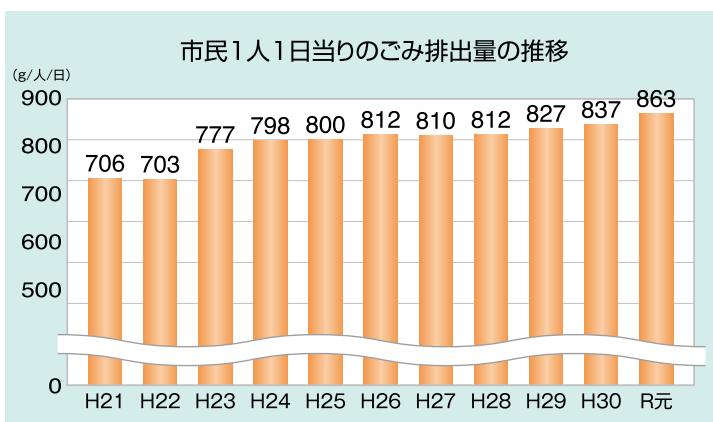
ごみの不法投棄による公害の未然防止のため、広報掲載やチラシの配布などで市民へ周知を図るとともに、一斉清掃や環境パトロールに取り組みます。

また、悪臭の公害防止のため、県保健所など関係機関と連携を密にして指導強化に取り組みます。

さらに、LED^{*3}照明や低燃費車、省エネルギー機器の導入を推進するとともに、太陽光発電や、木質チップ等の地域の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスなど新エネルギーの導入を推進するなど、地球温暖化対策に取り組みます。

市民や事業者、行政の協働の下、ごみ処理の適正化に対する市民意識の向上を図るとともに、4R活動^{*4}などの推進により、ごみの減量化と資源リサイクル強化に取り組みます。

また、第2最終処分場及びクリーンセンターの安全な運用を図るとともに、施設の計画的な保守点検と修繕を実施し、施設の長寿命化に努めます。



資料:登米市市民生活部 環境課調べ(各年度)



照明灯がLED化された街並み

*1【木質バイオマス】:木材由来の再生可能な有機性資源。主に、樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場から発生する樹皮やのこくずなどのほか、住宅の解体材や街路樹のせん定枝などがある。

*2【循環型社会】:廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

*3【LED】:「Light Emitting Diode」の略称で、発光ダイオードと呼ばれる半導体のこと。

*4【4R活動】:Refuse(ゴミになるものを拒む)Reduce(減らす)Reuse(再使用する)Recycle(再生する)の環境に配慮した活動。

施策41 公害の未然防止



- ①悪臭などの公害防止のため、県と連携して指導強化を図ります。
- ②ごみの不法投棄や野焼きの防止を図るため、広報やチラシなどを配布し注意喚起を行います。
- ③ごみ公害の防止のため、環境パトロールの強化を行うとともに、地域の一斉清掃などを実施します。

施策42 省エネルギー・新エネルギー導入の推進



- ①市民・事業者への省エネルギー普及啓発のため、市が所有する施設のLED照明の導入や低燃費車、省エネルギー機器の導入を進めます。
- ②地域の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスなどの新エネルギーの普及を図るため、再生可能エネルギーを公共施設へ導入し、市民や事業者への設備導入を推進します。

施策43 ごみ処理の適正化・資源リサイクルの推進



- ①廃棄物の発生及び排出抑制のため、4R活動を推進します。
- ②資源分別の徹底を図るため、普及啓発を行うとともに、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制の充実を図ります。
- ③ごみの減量化を図るため、食品ロス削減に向けた普及啓発や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組みます。
- ④一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。

【関連条例・計画】

- 登米市環境基本計画
- 登米市地域新エネルギービジョン
- 登米市一般廃棄物処理計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標
				R7年度
太陽光発電システムの設置件数	太陽光発電システム(10kw未満)の累計設置件数(資源エネルギー庁統計データ)	件	2,363	2,500
市民1人1日当りのごみ排出量	市内のごみ総排出量を総人口と年間の日数で除したもの	g/人/日	863	650
ごみの再資源化率	再資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量)をごみの総処理量(ごみ処理量+直接資源化量+集団資源回収量)で除した率	%	24.8	30.0

政策の分野 11 土地利用・社会基盤

個別政策 21 計画的な土地利用・生活環境の充実

現況と課題

本市においては、幹線沿道地域への商業施設の出店や郊外での宅地開発など、中心市街地の空洞化が進行している状況にあり、生活に必要な都市機能の集積やまちなかへの居住を進めると、持続可能なまちづくりに向けた土地利用を計画的に誘導していく必要があります。

平成20年に景観行政団体^{※1}となり、景観計画を策定するとともに、景観法に基づく街並み景観づくりを誘導しています。景観づくりに関する市民意識を高めるとともに、地域と連携した調和のある街並み整備に取り組んでいく必要があります。

公営住宅は老朽化が進んでおり、住替えや計画的な修繕・改善により長寿命化を図るなど、一層の効率的かつ効果的な管理の必要があります。

さらに、市外からの移住希望者や転居を希望している市民に対する住宅確保支援として、希望者へ市内の空き家情報を円滑に提供する必要があります。

本市には多様な公園が数多く整備されていますが、老朽化している施設が多く、今後の維持管理のあり方や地域の実情を踏まえた施設の再編、改修を検討する必要があります。

本市の公共交通については、平成17年から市内全域の路線バスを市民バスに切り替え、運行を行っています。また、スクールバスの空き時間を活用した住民バスや患者輸送バスのほか、一部の地区ではコミュニティ組織等が運営主体となりデマンド型乗合タクシーも運行しており、市民バスを補完し地域内でのきめ細かな輸送サービスを担っています。今後、高齢化の進行などによって、交通弱者が増加すると見込まれる中、日常生活を支え、より多くの人に利用していただくよう、各種移動手段による一体的な公共交通ネットワークの形成が求められています。

今後の方向性

中心市街地への医療・福祉・商業等の都市機能の集積や地域拠点の整備を促進するため、公民が連携した仕組み等の活用も検討しながら、市街地等の形成に取り組みます。

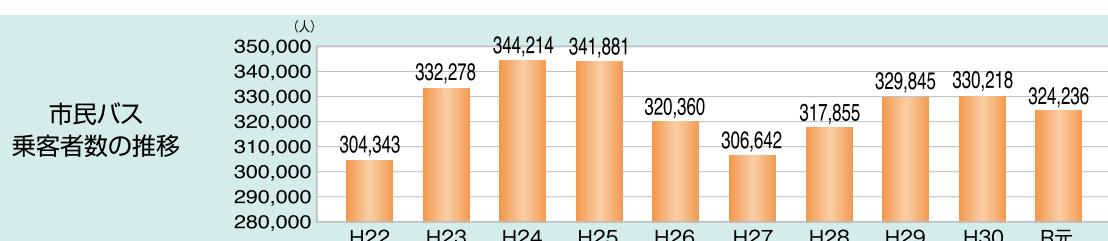
三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路等の高規格道路の整備効果を活かした土地利用の見直しについて、計画的に取り組みます。

さらに、地域の歴史や文化に配慮した良好な街並みや景観の形成を図るとともに、貴重な景観資源の保全に取り組みます。

公営住宅は、安全で快適な住まいとして確保するため、改修や住替え等を計画的に取り組みます。また、市内の空き家等の適正な管理を推進するとともに、市外からの移住希望者や市内転居を希望している市民の移住支援、定住環境の整備、空き家等を有効活用した定住促進に取り組みます。

公園・緑地は適正な維持管理を行いながら、利用者の利便性を高めるため施設の再編や改修を計画的に取り組みます。

公共交通については、更なる利便性の向上に努めるとともに、市民、交通事業者、市等が課題を共有し、それぞれが役割を認識しながら、連携・協働の下で持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るために、市民バスの効果的な運行やデマンド型乗合タクシーの導入を推進します。



資料:市民バス運行業務受託業者 乗降調査報告書(各年度)

※1【景観行政団体】:景観法に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体のこと。

施策44 計画的な土地利用の推進



- ①効率的な土地利用を推進するため、中心市街地の集約化を図るとともに、医療・福祉などの公共施設の再編を図るなど、中心市街地の活性化に取り組みます。
- ②各地域の拠点となる市街地についても、それぞれの特性を活かしたコンパクトなまちづくりを目指し、公共施設の多機能化や複合化等に取り組みます。
- ③有効な土地利用を推進するため、現状の土地利用動向を把握し、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路のインターチェンジ周辺の用途地域指定等を検討します。
- ④秩序ある良好なまちづくりのため、住宅地・商業地・工業地・農地の計画的な土地利用を推進します。

施策45 良好な街並み・景観の形成



- ①地域特有の景観を守り・活かし・育てるため、景観計画に基づき景観づくりを推進します。
- ②観光振興や地域活性化を推進するため、重要景観区域^{*1}にあるみやぎの明治村の歴史的景観の保全を図ります。

施策46 定住促進・居住環境の整備



- ①高齢化社会に対応した快適で安心な居住環境を確保するため、住宅のバリアフリー化を支援します。
- ②安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、公営住宅等長寿命化計画と整合性を取りながら、改修や住替え等を行います。
- ③定住促進による地域活性化を促すため、市外からの移住希望者や市内転居を希望している市民に対し、市内の空き家情報を発信するとともに、移住支援や定住環境の整備を推進します。
- ④空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、空き家対策を推進します。
- ⑤住民参加によるまちづくり活動を推進するため、市道の清掃や緑化作業などのボランティア活動を定期的に行う団体を育成・支援します。

施策47 公園・緑地の整備・充実



- ①誰もが安全で安心して楽しめる魅力ある施設を提供するため、適正な維持管理を行うとともに、公園・緑地施設の改修に取り組みます。
- ②利用状況等に応じて公園機能を集約するなど、地域の実情に応じた公園の再編に取り組みます。

施策48 公共交通機関の整備・充実



- ①移動ニーズに対応した市民バスの路線やダイヤの見直しを進め、利便性の向上に努めます。
- ②コミュニティ組織等との連携・協働の下で、デマンド型乗合タクシーの導入推進を図るなど、持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

【関連条例・計画】	○登米市空き家等の適正管理に関する条例	○登米市都市計画マスターplan
	○登米市都市交通計画マスターplan	○登米農業振興地域整備計画
	○登米市住宅マスターplan	○登米市景観計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標	
				R7年度	R7年度
市民バス利用者数	市民バスの年間利用者数	人	324,236	376,000	



市内を循環している市民バス

*1【重要景観区域】：良好な景観を形成する上で特に重要であり、景観計画で定める区域。

個別政策 22 社会基盤の整備

現況と課題

本市は、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の供用などにより、広域的な都市圏の連絡機能の向上が図られる中で、少子高齢化などの社会情勢の変化や交通体系の変化を踏まえ、市民の満足度の高い道路整備を目指した「登米市道路整備計画」を策定し、計画的かつ効果的な道路整備に取り組んでいます。

しかし、道路の維持管理については、損傷等を確認してから劣化の著しい箇所を中心に修繕する対症療法的な対応を行っており、路線の全体的な修繕に関しては、工事規模が大きく多額の費用を要する現状から、多くの路線の実施が非常に難しい状況にあります。

高度成長期に整備された道路インフラについて、これまでの対症療法的な対応では、修繕が短期間に集中して発生することが予測され、重い財政負担が懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減や、修繕時期の分散化による予算の平準化など、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取組が求められています。

道路や橋梁の現状を把握するための調査や点検を計画的に行い、予防保全的な修繕のサイクルを構築し、利用者の安全・安心を確保するとともに、コスト縮減と施設の集約化により道路インフラを適切に管理し、継続して維持できるよう積極的に取り組む必要があります。

上水道については、料金収入が減少傾向にある中、基幹施設が耐用年数を迎えることにより、計画的な更新等により水道サービスの継続を図ることが求められています。

下水道については、公共下水道の未整備地区について早期に整備を行う必要があります。

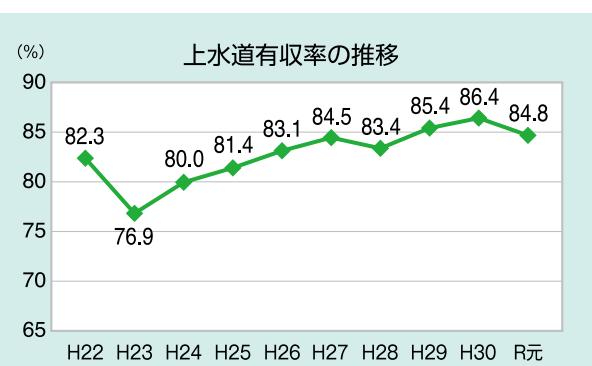
また、施設の老朽化対策が必要となっていることから、人口減少を見据えた持続可能で効率的な整備を行うとともに、地方公営企業法を適用としたことにより、これまで以上に経営状況の見える化による効率的な下水道経営が求められています。

今後の方向性

市民の安全・安心な暮らしを確保するため、道路や橋梁の点検・修繕のサイクルを構築し、予防保全への転換などによる修繕コストの縮減と計画的で適切な維持修繕の実施、施設の集約化などを踏まえた効率的な維持管理に取り組みます。

上水道については、次世代に向け安全で安心できる水道水を安定して供給するため、計画的な施設更新を進めるとともに、効率的な施設管理や安定的な財政運営に取り組みます。

下水道については、快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、計画的で効率的な施設整備と、公営企業会計による経営の改善を図り、安定的な事業経営に取り組みます。



資料：登米市上下水道部 経営総務課調べ(各年度)



上水道の基幹施設となる保呂羽浄水場

施策49 道路網の整備



- ①道路や橋梁などの道路インフラの機能を継続して維持するために、コスト縮減など効率的で効果的な修繕に取り組みます。
- ②地域の均衡ある発展と利便性向上のため、集落内や集落間道路の整備に取り組みます。
- ③利便性が高く、安全で快適な幹線道路ネットワークを形成するため、骨格となる市道整備を進めるとともに、みやぎ県北高速幹線道路など国県道の整備を関係機関に要請します。

施策50 上水道の整備



- ①安全で安心できる水道水を安定して供給するとともに、災害に強い水道を構築するため、計画的な施設更新を進めます。
- ②定期的に収支計画の見直しを行い、収支均衡を図り、健全な事業運営に取り組みます。
- ③啓発活動を通して水道事業への理解向上を図り、市民が必要とする情報を的確に把握し、適時適切な情報発信に取り組みます。

施策51 下水道の整備



- ①快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設を計画的に整備します。
- ②生活排水処理を進めるため、公共下水道、農業集落排水への接続を促進するとともに、計画区域以外では、市設置型の合併処理浄化槽の整備を推進します。
- ③下水道事業に公営企業会計を適用し、安定した経営を目指すとともに、施設の長寿命化対策の取組と、計画的な施設の維持・更新を進めます。

【関連条例・計画】

- 登米市道路整備計画
- 登米市橋梁長寿命化修繕計画
- 登米市地域水道ビジョン
- 登米市下水道基本構想

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (R元年度)	目標 R7年度
道路舗装率	幹線市道(幅員4.0m以上)総延長のうち舗装済の市道の割合	%	72.0	76.2
道路修繕率	修繕計画路線のうち修繕実施済みの割合	%	38.5	100.0
橋梁修繕率	点検結果(判定Ⅲ)橋梁のうち修繕実施済みの割合	%	6.4	100.0
上水道有収率	年間の配水した水のうち、収入の対象となった水の割合(数値が高いほどよい)	%	84.8	90.0
汚水処理人口普及率	汚水処理施設につなげられるように整備された区域の人口の割合(普及人口/行政人口)	%	82.9	85.9